

聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二十号

聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関
する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する
条例施行規則（平成十年聖籠町規則第九号）の一部を次
のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	該当条 例の条 ・項	種別	袋等の規格 容量・厚さ	記載 文字 色等	材質
家庭 可燃 ごみ	第25条 第1項	大袋	30リットル ・0.03mm	赤色 系	ポリエチ レン製
		小袋	20リットル ・0.03mm	橙色 系	ポリエチ レン製
事業 系燃 ごみ	第26条	大袋	35リットル ・0.03mm	青色 系	ポリエチ レン製
		小袋	20リットル ・0.03mm	緑色 系	ポリエチ レン製

附 則

この規則は、公布の日から施行する。